

平成 24 年 2 月 29 日

各 位

大 阪 市  
契 約 管 財 局

## 低入札価格調査における「数値的判断基準」の試行導入について

委託業務の適正な履行の確保、労働者へのしわ寄せへの懸念から、次のとおり、低入札価格調査制度に「数値的判断基準」を試行導入し、平成 24 年 4 月 1 日以降に契約管財局が発注する案件から適用します。入札者が提出した入札書の記載価格が数値的判断基準未満の場合は落札者となることができません。

### 記

#### 1 対象案件

契約管財局が発注する、

業務種別 大分類 01 建物等各種施設管理の全種目の案件

(低入札価格調査制度を適用するものに限る。ただし、政府調達協定の適用を受けるもの及び総合評価一般競争入札の適用を受けるものを除く。)

#### 2 低入札価格調査基準価格

予定価格に 10 分の 6.6 を乗じて得た額

#### 3 数値的判断基準

次の方法により設定した価格を数値的判断基準とする。

- ・ 当該案件における入札価格（予定価格の桁と比べ、二桁以上違う入札を除いたもの）の平均価格を数値的判断基準とする。
- ・ 数値的判断基準の上限は、予定価格に 10 分の 6.6 を乗じて得た額とする。
- ・ 数値的判断基準を算定する際の端数については、入札価格の平均価格が十万円以上の場合、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合、円未満を切り捨てて処理するものとする。

注) 仕様書に添付の低入札価格根拠資料作成要領に記載しますので、ご確認ください。

種目については、大阪市電子調達システムの、各種資料・ダウンロード>入札参加資格審査申請関係のページ等でご確認ください。

(入札例)

予定価格： 9,000,000 円

基準価格： 5,940,000 円

数値的判断基準：  $(B + C + D + E + F + G) \div 6 = 4,300,000$  円

※ Aの入札（9桁）と、Hの入札（5桁）は、予定価格（7桁）と比べ、二桁以上違うため、平均価格算出のためのデータから除外する。

| 入札者 | 入札価格          | 数値的判断基準算定 | 入札の扱い（全て有効札） |
|-----|---------------|-----------|--------------|
| A   | 100,000,000 円 | 除外（二桁以上）  | 予定超過         |
| B   | 12,000,000 円  | 対象        | 予定超過         |
| C   | 6,000,000 円   | 対象        |              |
| D   | 4,500,000 円   | 対象        | 低入札価格調査対象    |
| E   | 2,000,000 円   | 対象        | 落札者とならない     |
| F   | 800,000 円     | 対象        | 落札者とならない     |
| G   | 500,000 円     | 対象        | 落札者とならない     |
| H   | 99,000 円      | 除外（二桁以上）  | 落札者とならない     |